

令和4年1月21日

保護者の皆様へ

愛知県立岡崎聾学校長 鹿嶋 浩

校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

厳寒の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、お子さんの検温や体調管理等に御協力いただき重ねてお礼申し上げます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者は急激に増加し、本日から「愛知県まん延防止等重点措置」が実施されます。今後も校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願い致します。

今後本校では、学校における感染拡大を抑制するため、関係保健所及び県教育委員会と連携し、県教育委員会の示す下記の基準に基づいて臨時休業（学年又は部閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施することがあります。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業は実施しない場合もあります。

また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断をしたりするための作業として、陽性が判明した幼児児童生徒に対する聞き取りは、保健所に協力して学校が直接行う場合がありますので、御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

なお、不明な点がございましたら教頭までお問い合わせください。

記

臨時休業の判断基準

【一部臨時休業（学年又は部閉鎖）】（土日祝を含めた5～7日程度を目安）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学年又は部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年又は部閉鎖を実施する。
 - ① 感染者が複数判明した場合（感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く）
 - ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④ その他、設置者で必要と判断した場合
（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く）

【学校全体の臨時休業】

- 複数の部を閉鎖するなど、学校内全体に感染が広がっている可能性が高い場合

担	当	教頭	筒井秀俊、伊藤光子
電	話		0564-45-2830
F	A	X	0564-45-6248
電	子	メ	ール
			home@okazaki-sd.aichi-c.ed.jp